

「国土の総合的点検」を踏まえた今後の調査審議の進め方について(案)

平成16年5月

国土審議会

国土計画の改革をより一層推進する観点から、以下の項目について検討を進める。

「国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策の方針」について
国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検」で示された基本的方向を踏まえ、多様な地域特性に応じた 効率的な経済社会活動、豊かで安全な生活、美しく快適な環境、を実現する世界に誇れる優れた国土の形成に向け、これからの国土づくりに関する諸施策を総合的かつ重点的に推進するための、国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策の方針（以下、「基本的な政策の方針」という。）について検討する。

また、「基本的な政策の方針」の検討と併せて、国土計画制度の改革について、引き続き検討する。

調査改革部会設置要綱の改正について（案）

平成 年 月 日
第 回国土審議会決定

調査改革部会設置要綱(平成15年6月23日第3回国土審議会決定)
を次のように改正する。

調査改革部会設置要綱

（設置）

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に調査改革部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、次に掲げる事項について最近の経済社会情勢の変化を踏まえつつ調査審議し、その結果を審議会に報告する。
 - 一 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策の方針
 - 二 国土計画制度の改革

（専門委員会）

- 3 部会に、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に委員長を置き、部会長が指名する委員、特別委員又は専門委員がこれに当たる。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は平成 年 月 日から施行する。